

令和2年5月25日

教職員各位

法人事務局長 増田 達郎

教職員の新型コロナウイルス感染症に関わる対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症への本学の対応については、令和2年1月28日付けで新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が公布され、本年2月1日から施行されたことに伴い、当該感染症に罹患した教職員の就業上の取扱い及び報告等については、下記のとおり周知いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても必要に応じて見直しを行う場合がありますことを申し添えます。

記

1. 症状が出た場合

(1) 就業禁止

発熱があり、咳などの風邪症状が出た場合、「就業禁止」とする。

この場合総務課へ報告するとともに、〈健康観察カード〉を使い記録する。また、この症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」(以下センター)へ連絡し、その指示に従うこと。この症状が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)、強い倦怠感や息苦しさ、高熱がある場合は、すぐにセンターへ連絡すること。

(2) センターからの指示について

①引き続き自宅待機指示の場合

センターの指示内容を総務課へ報告すること。

②センターから医療機関を紹介された場合

マスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底の上、必ず指定された医療機関を受診すること。また、診断の結果を総務課へ報告すること。

新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、下記「**2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合**」の内容となります。

(3) ハイリスクの方

以下の場合、重症化しやすいため、上記(1)状態がある場合は、すぐにセンターに連絡し、その指示に従ってください。

①高齢者

②糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方

③透析を受けている方

④免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

⑤現在妊娠中の方

(4) 就業禁止の期間

上記(1)の症状が発出して4日間は「就業禁止」とする。4日目以降解熱し、体調の回復が見られた場合は、総務課へ連絡し指示に従うこと。この期間は、特別休暇として取り扱う。

2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は、「就業禁止」とする。

(2) 就業禁止の期間

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、都道府県知事が就業制限、入院の勧告等を行うことができることとされていることから、当該勧告等に従うこと。この期間は、特別休暇として取り扱う。

3. 就業禁止期間中の給与

基本給等の減額は行わない。ただし、90日を超えて引き続き勤務しないときを除く。

4. 罹患した場合の報告

教職員は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、電話又は電子メールの方法により、次に掲げる事項について、[総務課](#)に報告すること。

なお、[別記様式](#)の記載事項は、機微な個人情報であることから、学校法人札幌国際大学個人情報保護規程に則り、適正に管理する。

- ① 現在の状況
- ② 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ③ 診断日
- ④ 受診した医療機関
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における居住地以外の滞在歴、及び外国への滞在歴の有無
(滞在歴がある場合は、期間・国名及び都市名)
- ⑥ 症状が現れた2日前からの本学の関係者との接触の状況
(授業等への出席状況を含む)
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

5. 濃厚接触者等の対応

(1) 学内関係者が罹患した場合

本学の学生及び教職員等が、新型コロナウイルス感染症に罹患した際、本学の教職員の中に濃厚接触者※1がいる場合には、罹患した学生及び教職員等の同意に基づき、それらの者に対して、罹患した学生及び教職員等と最後に接触した日から14日間の自宅待機とする。

(2) その他の濃厚接触者の場合

家族等またはその他の罹患者から教職員自身が濃厚接触者となった可能性がある場合、[総務課](#)へ報告すること。事情を確認の上、上記(1)と同様14日間の自宅待機とする。

(3) 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症疑い(未診断時)の場合

教職員の同居家族等が発熱と咳などの風邪症状が出た場合、新型コロナウイルス感染症疑いの濃厚接触者として、教職員自身も自宅待機とする。[〈家庭内で注意すること～8つのポイント～〉](#)・[〈家庭内でできる感染予防法〉](#)を参考にすること。自宅待機期間は家族等に症状が発出してから4日間または、医師の指示期間とする。

(4) 発熱はなく、軽い風邪症状の場合

教職員において、発熱はない状態でも、咽頭痛や咳等の軽い風邪症状がある場合、外出を控えて自宅療養してください。また、またこのことについて[総務課](#)へ報告すること。この自宅療養期間は有給休暇とする。

(5) 自宅待機中の注意事項

上記(1)～(4)の場合、待機(自宅療養)期間中、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い[〈健康観察カード〉](#)風邪の症状や発熱(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)の場合、また、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合(上記1.(3)ハイリスクの方)はすぐ、[センター](#)に相談するとともに、その指示内容を[総務課](#)に報告すること。

(6) 自宅待機期間の取扱い

上記(1)・(2)・(3)の自宅待機期間は、特別休暇として取り扱う。

※1「濃厚接触者」とは、

- ①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ②適切な感染防護無しに医療行為をした者
- ③罹患者が疑われる者の体液などに直接接触した可能性が高い者